

第3章

豊島区の都市づくりにあたっての立脚点

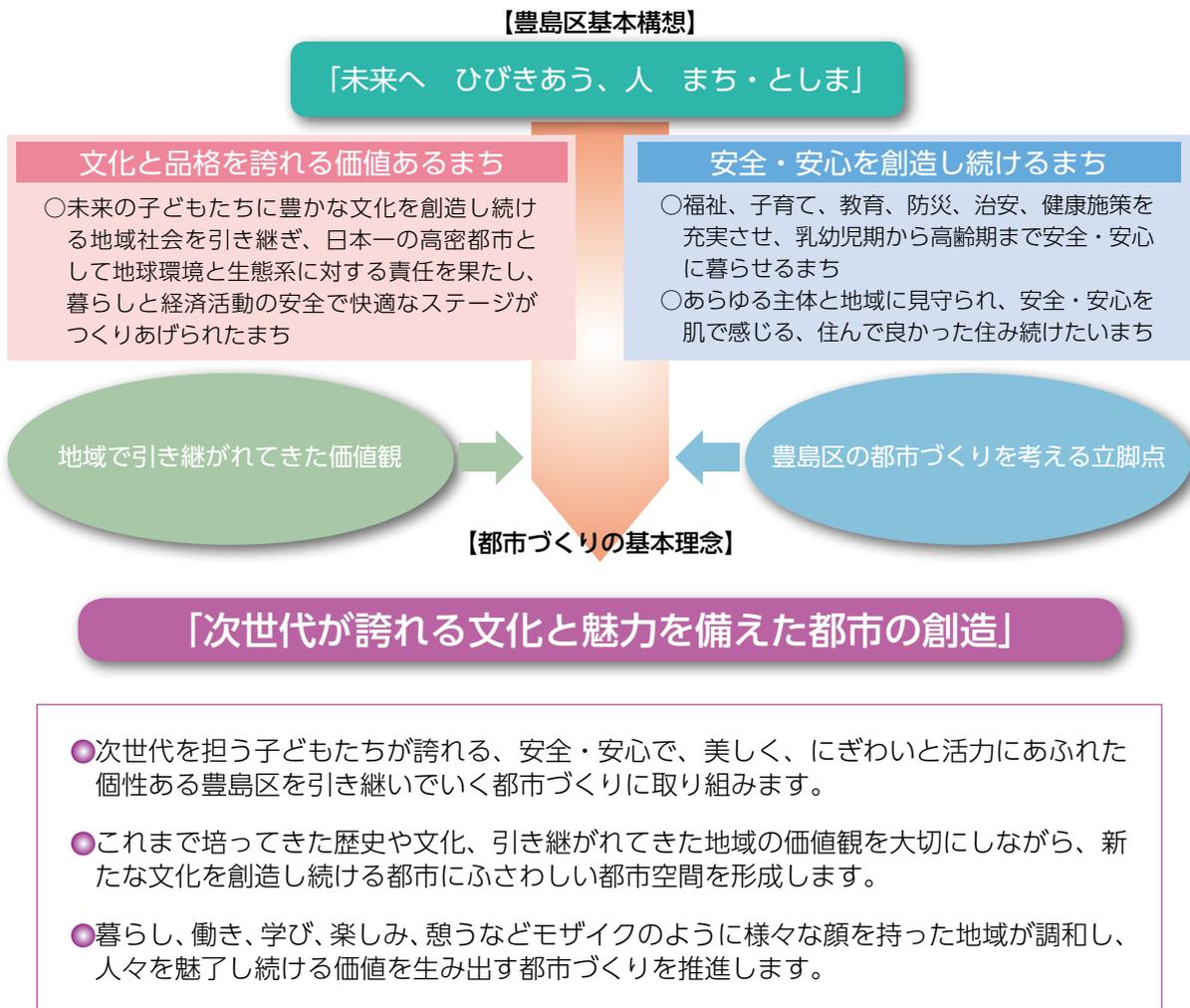
第1 都市づくりの基本理念・目標

1 都市づくりの基本理念

都市づくりビジョンの上位計画である基本構想において、豊島区の将来像を『未来へ ひびきあう、人 まち・としま』と掲げ、さらに基本計画では地域から新たな価値を生み出し、都市の未来への信頼を高める区の姿を「文化と品格を誇れる価値あるまち」、「安全・安心を創造し続けるまち」と示しています。

この将来像に、第2章で示した地域で引き継がれてきた価値観と都市づくりを考える主な視点を加えて、都市づくりビジョンが見据える15年先までの都市づくりを支える基本理念を『次世代が誇れる文化と魅力を備えた都市の創造』とし、豊島区の過去、現在、そして未来をつなげる方針とします。

図表53 都市づくりの基本理念



2 都市づくりの目標

これからの都市づくりを貫く基本姿勢として、政策連携を軸に多様な主体との協働により実現する都市づくりの目標を「安全・安心で快適に暮らせる都市の実現」、「四季の彩りに包まれた環境に優しい都市空間の形成」、「文化の彩りと回遊性の広がりが生み出すにぎわいと活力の創出」とします。

目標の設定にあたっては、あらゆる都市活動を支える安全・安心を都市が備えるべき最も基本的な機能としました。

この安全・安心の上に、人と都市に潤いや安らぎ、誇りをもたらす美しいみどり²⁶や景観、これまで引き継がれてきた歴史や新たな文化の創造など、都市の魅力を高める目標を積み上げながら、SDGsの考え方も踏まえ、国内外の人々から選ばれる持続可能な都市づくりを展開します。

また、新型コロナ危機を契機として生じた、テレワークやデジタル化の進展などの経済・社会への影響だけでなく、人々の生活等への意識の変化にも対応した都市づくりを推進していきます。

図表54 都市づくりの3つの目標



安全・安心で快適に暮らせる都市の実現

- 市街地の安全性を高める災害予防・減災対策とあわせて、被災後の復旧・復興や自立・分散型エネルギーを視野に入れた総合的な震災対策を進めていくため、「自助」、「共助」、「公助」による協働の取り組みを強化し、人々の生命と財産を守る強靱な都市を実現します。
- 高齢者、障害者、子ども、妊娠している人、外国人などを含む様々な居住者のライフステージに対応するため、鉄道駅周辺を中心に生活を支える多様な都市機能の集積を図るとともに、活発なコミュニティに支えられた安心と快適さを実感できる生活環境を創出します。

四季の彩りに包まれた環境に優しい都市空間の形成

- 池袋副都心を中心にして、魅力的な住宅街が広がる利便性の高い高密度都市として、エネルギー効率を高め、環境負荷の低減と都市活力の維持・向上の両立を図り、多様な都市機能の集積メリットを享受できる持続可能な都市づくりを推進します。
- 質の高いみどり²⁶の創出や残された貴重なみどりを保全し、ネットワークでつなぐとともに、地域特性に応じた景観形成により、人と都市に潤いと安らぎ、誇りをもたらす美しいみどりと景観に包まれた都市空間を形成します。

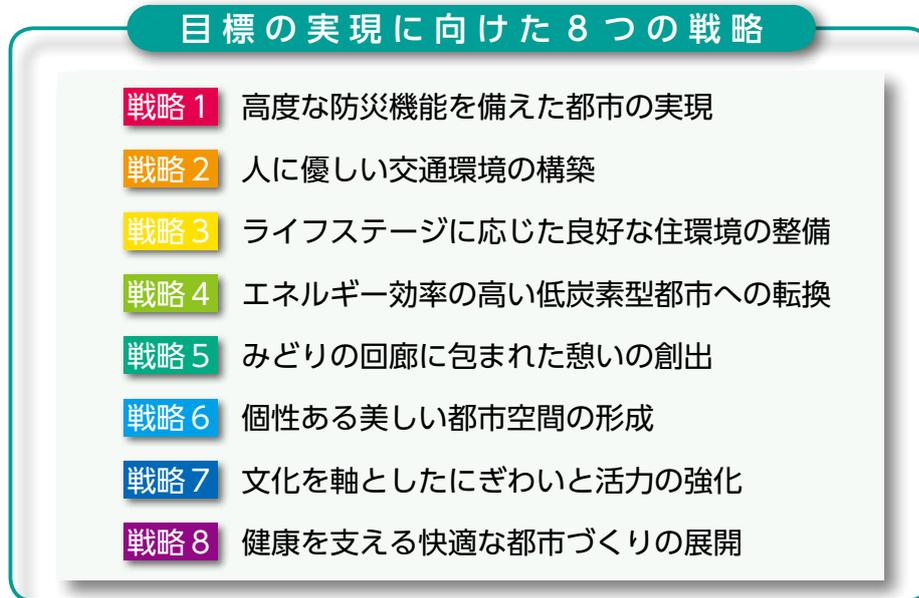
文化の彩りと回遊性の広がりが生み出すにぎわいと活力の創出

- 池袋副都心をはじめ、駒込、巣鴨、大塚、目白など特色を持った地域の魅力を高め、多様な人々を受け入れ、活動の舞台として選ばれる都市の実現に向けて、ハード分野とソフト施策をあわせた取り組みを進め、次世代に価値ある都市を継承します。
- 暮らし、働き、学び、楽しみ、憩うなど様々な顔を持った個性ある地域がモザイクのように集まり、全体として調和しながら魅力を発揮する個性ある文化を創造し、国内外へと発信します。

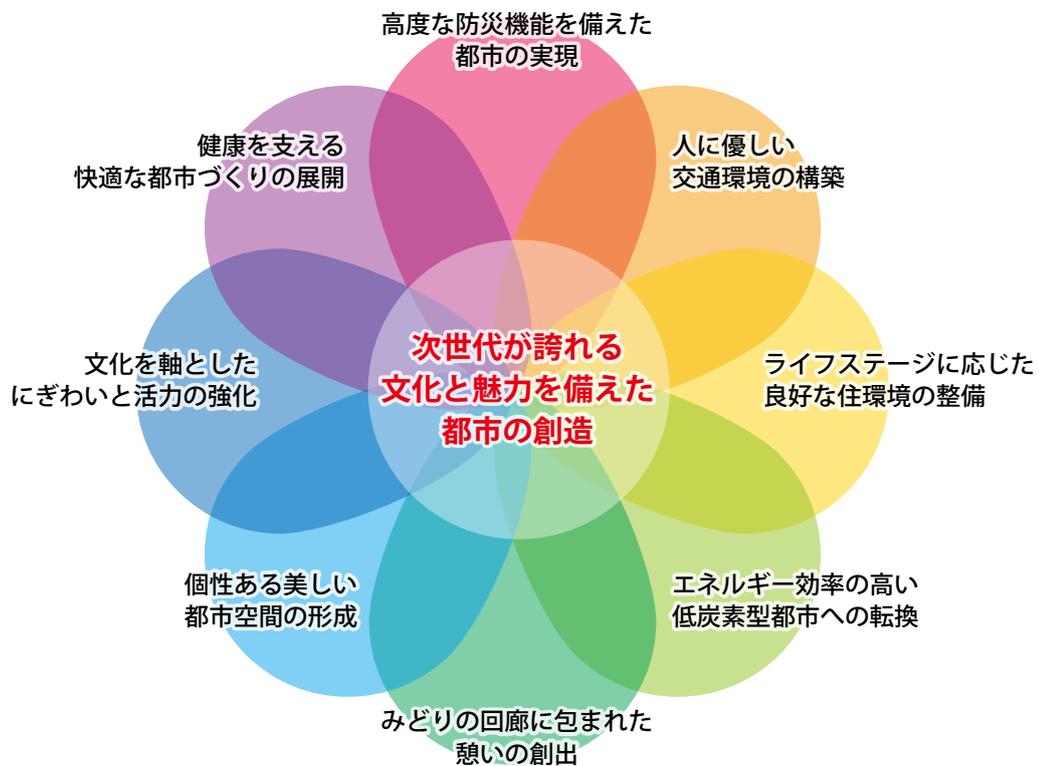
26 みどり：樹林地や公園、宅地の緑など樹木や草花に加え、河川やオープンスペースまでを含めている

3 目標の実現に向けた8つの戦略

都市づくりの基本理念・目標を実現するため、区民、民間事業者、NPO、行政などが手を携えて取り組む8つの戦略（都市づくり方針）を示します。



図表55 目標の実現に向けた8つの戦略



第2 都市の骨格（拠点、軸、面）と土地利用方針

都市づくりの目標を実現する豊島区の都市の骨格について、「拠点（集める）」、「軸（つなぐ）」、「面・ゾーン（拡げる）」によって示します。

1 都市構造上の特徴

- 巨大ターミナルである池袋駅をはじめ、区内のほぼ全域で徒歩圏内に鉄道駅が立地するなど公共交通網が充実しています。
- 池袋副都心は、発達した公共交通ネットワーク等を通じて、都心・副都心などと相互に連携しながら、東京の中心的な役割を担うとともに、東京都西部及び埼玉県方面へ広がる後背圏の生活や交流を支える多様な都市機能が集積する拠点となっています。
- 広域道路網は、放射線・環状線の整備が進み、様々な地域との交通を支えています。
- 広範に連担する市街地の一角を担う高密度な都市として、商業業務地と住宅地が近接する市街地の特性を持っています。

2 都市の骨格の考え方

(1) 持続可能な都市構造の構築

- 本格的な人口減少、少子・超高齢社会に対応して、高齢者、障害者、子ども、妊娠している人、外国人などを含む誰もが充実した機能集積によるメリットを享受できる都市づくりに取り組みます。
- 切迫する首都直下地震などに対して、人々の生命と財産を守る高度な防災機能を備えた、災害に強い都市づくりを推進します。
- 鉄道駅周辺を魅力ある拠点とするとともに、住宅地においても商店街などと連携して日常生活を支える都市機能を確保し、利便性の高さや落ち着きある居住空間が両立した生活環境を形成します。
- ヒートアイランド現象を緩和していくため、エネルギー効率が高く、都市活動における環境負荷の少ない低炭素型都市への転換を図ります。
- 際立った個性を有する地域において、地域の人々とともに、そのポテンシャルを最大限発揮させ、にぎわいを生み出し、ライフスタイルを支える様々な機能を地域特性に応じて集積させるなど、それぞれの個性に着目した拠点づくりや地域づくりを推進します。

(2) 拠点と軸が担う役割

【池袋副都心の核】

- 池袋副都心の核として、池袋駅及び東池袋駅周辺では、相互に連携して、首都機能の一翼を担う商業、業務、芸術、文化、交流、娯楽、情報発信など多様な都市機能の高度な集積により、国内

外の人々から選ばれる国際性の高い拠点を形成します。

【交流拠点】

- 駒込駅周辺では、ソメイヨシノ発祥の地の魅力を発信するとともに、旧古河庭園や六義園が文化財として保全されるだけでなく、ユニークベニューとしての活用や、周辺の庭園、公園、文化財との連携などを図り、教育・交流の場が周辺のまちと調和した「交流（活力とにぎわいの）拠点」として位置づけます。あわせて、生活拠点²⁷としての役割を担います。
- 巢鴨駅周辺では、多くの文化人、芸術家が眠る染井霊園の歴史的資源や中山道の街道筋に開けた個性的な商店街の雰囲気や安全性が高く、魅力ある「交流（活力とにぎわいの）拠点」として位置づけます。あわせて、生活拠点としての役割を担います。
- 大塚駅周辺では、交通広場の再編整備により、歩行経路の拡大と交通結節機能を高め、東京さくらトラム（都電荒川線）や三業通りなどの地域資源を生かしたまちづくりを推進し、商業・業務、文化・交流、生活支援など多様な都市機能を集積するとともに、池袋・東池袋と連携し観劇後の余韻を安全安心に楽しめる場の創出を図る、「交流（活力とにぎわいの）拠点」として位置づけます。あわせて、生活拠点としての役割を担います。
- 目白駅周辺では、商業、業務、文化、交流、情報発信などの都市機能の集積により、区内外から人々が訪れる「交流拠点」として位置づけます。あわせて、生活拠点としての役割を担います。
- 東長崎駅周辺では、都市開発諸制度等を活用し、街区再編、土地の有効利用による木密地域の解消をはじめ、駅前の公共施設整備、都市計画道路から駅までのアプローチ動線の確保、高経年マンションの機能更新、既存商店街の再生など、地域の課題を解決するとともに、マンガ文化などの地域資源を生かし、商業、文化、交流、医療、福祉、子育てなどの都市機能の集積を図る「交流拠点」として位置づけます。あわせて、生活拠点としての役割を担います。

【生活拠点】

- 私鉄及び地下鉄駅周辺では、日常生活を支える商業、医療、福祉、子育て、教育などの都市機能の集積により、地域の人々が活発に交流し、にぎわう「生活拠点」として位置づけます。

【都市骨格軸】

- 都市の骨格を構成する幹線道路は、道路ネットワークの形成にとどまらず、防災、みどり、景観、環境、にぎわいなど様々な機能を担う「都市骨格軸」として位置づけます。

（3）拠点間の連携

- 人々の移動を担う公共交通網を「広域・拠点連携軸」として位置づけ、池袋副都心や交流拠点と都心・他の副都心などを結び、広域的な機能連携や交流を支える軸とします。
- また、区内の拠点間を鉄道等の公共交通網によって結び、多様な都市活動を支える軸とします。

（4）面が担う役割

- 概ね首都高速中央環状線（環状6号線・山手通り）の内側（東側）は、商業、業務、文化、産業、都心居住などの都市機能が集積し、利便性が高く、職住が近接した「都市活力創出ゾーン」

27 生活拠点：都市づくりビジョンで位置づけた日常生活を支える商業、医療、福祉、子育て、教育などの都市機能が集積し、地域の人々が活発に交流しにぎわう拠点。都市計画区域マスタープランの生活拠点とは異なる。

とします。

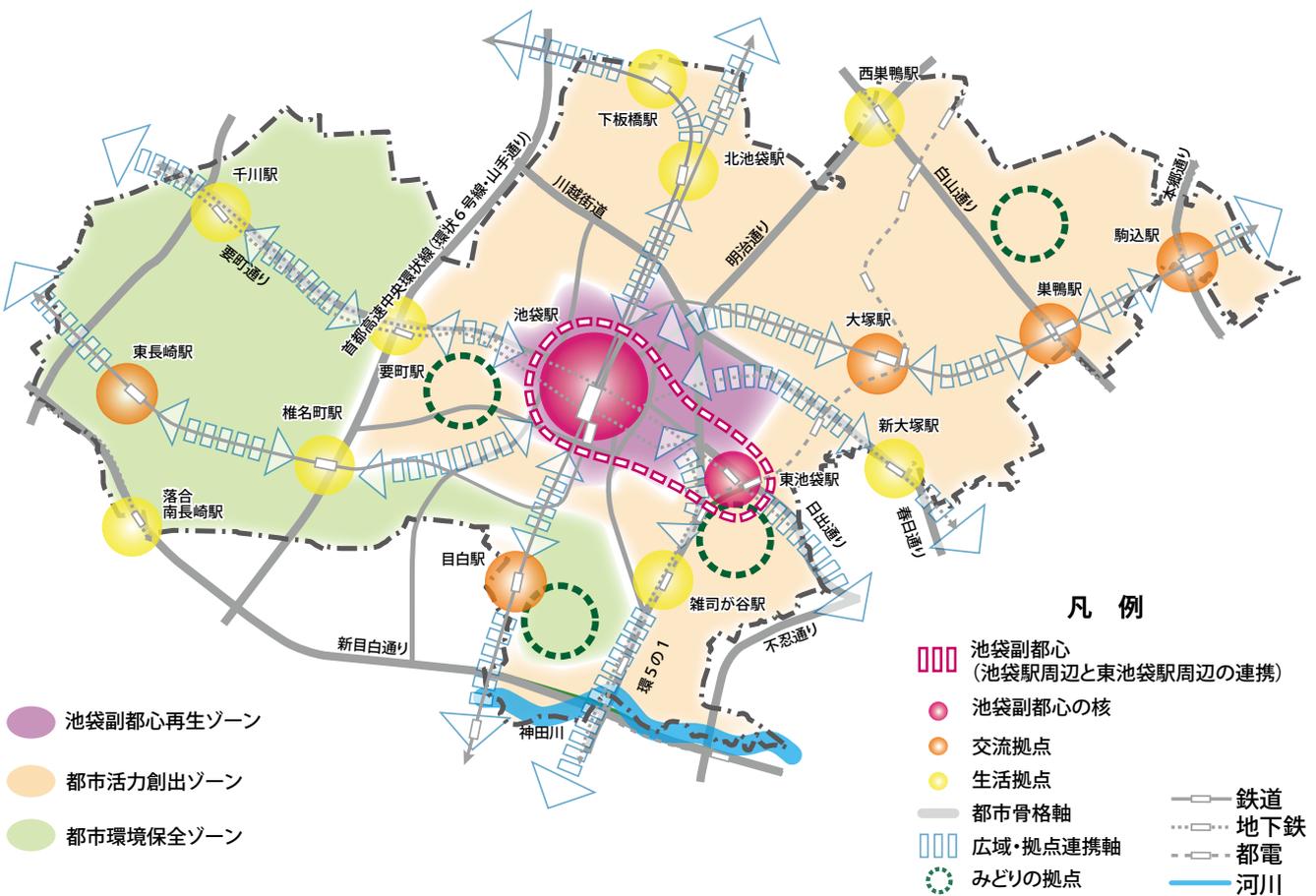
○このうち、池袋駅及び東池袋駅周辺は、首都機能の一翼を担う商業、業務、文化、交流、情報発信など多彩な機能が高度に集積する「池袋副都心再生ゾーン」とします。

○外側（西側）の区域は、みどり豊かな潤いと安全性の高い住環境を形成する「都市環境保全ゾーン」とします。

3 立地適正化計画の検討

平成26（2014）年8月に施行された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により創設された立地適正化計画²⁸については、国や東京都、近隣区などの動向を踏まえながら、全庁的な検討を進めていきます。

図表56 豊島区の都市構造図



28 立地適正化計画：都市全体の視点から、居住機能や福祉・医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン

4 土地利用方針

(1) 現状と課題

現状

豊島区は、池袋副都心を中心としたにぎわいがある一方で、閑静で落ち着いた住宅地もあり、多様で複合的な土地利用を特徴としています。現状の土地利用は、池袋副都心と鉄道駅を中心にした「商業業務地」、商業業務地の周囲や幹線道路沿道などにおいて商業業務機能等と居住機能が複合する「複合用途地」、区内の過半を占める「住宅地」に分類することができます。

このうち、住宅地は区の南部や環状6号線（山手通り）の西部を中心とした比較的戸建住宅が多い地域、北東部を中心に広がる木造賃貸住宅など集合住宅が多い地域に分けることができます。

平成23（2011）年の道路面積を除いた土地利用面積の内訳は、商業業務系30%、工業系3%、住宅系56%、公園広場等11%となっています。

主な課題

- 都市づくりの目標の実現に向けて、都市の骨格である拠点と軸を形成するとともに、地域特性に応じた適切な土地利用が必要です。
- 本格的な人口減少、少子・超高齢社会を見据え、鉄道駅周辺を中心に誰もが都市機能の集積によるメリットを享受できる利便性の高い、人と環境に優しい都市空間の形成が必要です。
- 池袋副都心では、首都機能の一翼を担う多彩な都市機能の高度な集積により、にぎわいと活力を強化する複合的な土地利用が必要です。
- 歴史と文化、みどりの潤いと落ち着いた雰囲気の中で、安全・安心で快適に暮らし続けられる住環境の形成と保全が必要です。
- 木造住宅密集地域では、早期に安全性を高めるため、災害に強い都市づくりの推進が必要です。

(2) 土地利用の類型にあわせた都市づくりの推進

立地条件や集積する都市機能などを踏まえ、土地利用区分を9分類し、都市づくりに取り組みます。

1) 商業業務地

①池袋副都心商業業務地

- 池袋駅、庁舎跡地、補助77号線（グリーン大通り）、補助171号線、サンシャインシティ、アゼリア通り及びこれらの周辺では、商業機能を強化するとともに、業務、文化、芸術、交流、娯楽、情報発信など多様な都市機能が集積・連携した高度な土地利用を図ります。

○特に、池袋駅周辺では、土地の有効利用や防災性の向上、歩行者の安全性の確保、効率的なエネルギー利用とみどりの確保などを推進するため、大街区化²⁹などの街区再編に取り組みます。

②交流拠点商業業務地

○駒込駅周辺では、ソメイヨシノ発祥の地の魅力を発信するとともに、旧古河庭園や六義園が文化財として保全されるだけでなく、ユニークベニューとしての活用や、周辺の庭園、公園、文化財との連携などを図り、教育・交流の場が周辺のまちと調和した、魅力ある都心居住を促進する土地利用を図ります。

○巣鴨駅周辺では、多くの文化人、芸術家が眠る染井霊園の歴史的資源や中山道の街道筋に開けた個性的な商店街の雰囲気や、安全性が高く、魅力ある都心居住を促進する土地利用を図ります。

○大塚駅周辺では、交通広場の再編整備により、歩行経路の拡大と交通結節機能を高め、東京さくらトラム（都電荒川線）や三業通りなどの地域資源を生かしたまちづくりを推進し、商業・業務、文化・交流、生活支援など多様な都市機能を集積するとともに、池袋・東池袋と連携し観劇後の余韻を安全安心に楽しめる場の創出を図り、魅力ある都心居住を促進する土地利用を図ります。

○目白駅周辺では、商業、業務、文化、交流、情報発信などの都市機能の集積により、区内外から人々が訪れ、交流するとともに、魅力ある都心居住を促進する土地利用を図ります。

○東長崎駅周辺では、都市開発諸制度³⁰等を活用し、街区再編、土地の有効利用による木密地域の解消をはじめ、駅前公共施設整備、都市計画道路から駅までのアプローチ動線の確保、高経年マンションの機能更新、既存商店街の再生など、地域の課題を解決するとともに、マンガ文化などの地域資源を生かし、商業、文化、交流、医療、福祉、子育てなどの都市機能の集積により、魅力ある都心居住を促進する土地利用を図ります。

③生活拠点商業業務地

○私鉄及び地下鉄駅周辺では、区民の身近な暮らしを支える商業、医療、福祉、子育て、教育など都市機能の集積により、地域の人々の交流を支える土地利用を図ります。

2) 複合用途地

①商業業務系複合地

○東池袋駅周辺では、池袋副都心商業業務地と連携して商業、業務、文化、芸術、交流、娯楽、情報発信など、多様な都市機能が集積した高度な土地利用を図ります。

○商業業務地周辺や補助幹線道路沿道などでは、居住、商業、業務機能が複合した、暮らしやすく、にぎわいのある土地利用を図ります。

○特に、商業業務地周辺では、鉄道駅や商業、業務、文化機能などと近接した魅力ある都心居住を促進し、利便性の高い安全・安心な住環境を形成します。

②幹線沿道型複合地

○都市骨格軸である幹線道路沿道では、沿道の立地を生かした商業、業務、流通機能などと居住

29 大街区化：細分化された街区を統合し、一体となった敷地の高度利用や公共施設等の再編を図る

30 都市開発諸制度：公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率などを緩和する制度

機能が調和した複合的な土地利用を図ります。

- このうち、新大塚駅、雑司が谷駅及び落合南長崎駅などの周辺では、生活拠点を担う都市機能の集積を図ります。

③産業系複合地

- 居住、商業、業務機能と工場、作業所、倉庫などの産業機能が調和する複合的な土地利用を図ります。
- 工場跡地からマンション等への土地利用転換においては、周辺工場の操業環境と良好な住環境の形成とのバランスが図られるよう誘導します。

3) 住宅地

①店舗等併存住宅地

- 小売店などをはじめとする生活支援機能と住環境が調和した土地利用を図ります。
- 都市計画道路が整備される沿道では、周辺の住環境と調和した安全性が高く、にぎわいのある土地利用を図ります。

②一般住宅地

- 戸建住宅や集合住宅など質の高い多様な住宅が立地し、居住機能を中心とした暮らしやすく、安全で良好な住環境を形成します。
- 木造住宅密集地域では、建築物の不燃化・耐震化や共同・協調建替えの促進、狭あい道路の整備などにより住環境の改善を進めます。

③低層住宅地

- 戸建住宅及び低層集合住宅を中心として、みどり豊かで落ち着きのある街並みを維持・保全し、ゆとりと潤いが感じられる安全な住環境を形成します。

(3) 地域地区の指定

- 用途地域等は、都市づくりビジョンを踏まえ、都市計画道路の整備や都市計画事業の実施などの土地利用転換にあわせて適切に見直します。
- 地域特性に応じた土地利用の規制・誘導を図るため、都市計画手法や都市開発諸制度などを活用します。
- 特定整備路線²⁴沿道では、地区計画の策定、防火地域及び最低限高度地区の指定、特定防災街区整備地区³¹の指定などにより市街地環境の変化に対応し、道路整備とあわせた延焼遮断帯²⁵としての機能を推進します。
- 不燃化推進特定整備地区³²（以下、「不燃化特区」という。）では、地区計画や東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制³³」の指定により、建築物の不燃化を促進します。

(4) 建築物の高さと敷地規模のあり方の検討

- 建築物による日照や景観、圧迫感など住環境への悪影響を防ぐため、必要に応じて、地域特性を

31 特定防災街区整備地区：密集市街地における特定防災機能の確保や、土地の合理的かつ健全な利用を図るために定める都市計画法に基づく地域地区の一種

32 不燃化推進特定整備地区：東京都の「防災都市づくり推進計画」で整備地域に位置づけられた地域において、「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき区が申請し、東京都が不燃化特区に指定し特別の支援を

する制度

33 新たな防火規制：震災時に発生する火災等による危険性が高い区域で、建築物の耐火性能を強化するため、東京都知事が東京都建築安全条例に基づき指定する区域

踏まえた建築物の高さについて検討します。

- 狭小敷地の発生や細分化による貴重なみどりの喪失などを防止し、良好な住環境を維持・保全するため、必要に応じて、敷地規模について検討します。

(5) 土地利用転換の適切な誘導

- 国や東京都、民間の大規模施設などにおいて、土地利用転換が想定される場合には、都市づくりビジョンを踏まえた転換が図られるよう適切に誘導します。
- 区は大規模な土地利用転換や施設整備などにあたっては、周辺地域のまちづくりとの連携を考慮しながら計画を策定します。

第3章
あたっての立脚点
豊島区の都市づくりに

図表57 土地利用方針図



凡例

商業業務地	池袋副都心商業業務地	池袋副都心 (池袋駅周辺と東池袋駅周辺の連携)	鉄道 (JR)
	交流拠点商業業務地		鉄道 (東武、西武)
	生活拠点商業業務地	● 池袋副都心の核	地下鉄
複合用途地	商業業務系複合地		都電
	幹線沿道型複合地		幹線道路
	産業系複合地		池袋副都心 アプローチ道路
住宅地	店舗等併存住宅地		補助幹線道路
	一般住宅地		
	低層住宅地		

第3 政策連携と協働による都市づくりの推進

現状

区は、平成18（2006）年3月に「豊島区自治の推進に関する基本条例」を制定し、区民自ら地域の課題に取り組むことを自治の起点として、区民、企業・民間事業者、区などの協働による自立した区政運営の確立を自治の基本理念に位置づけました。

また、平成24（2012）年11月には、WHO（世界保健機関）協働センターが推進する安全と健康に関する国際認証制度である「セーフコミュニティ」を取得しました。今後、再認証に向けて、区民、企業、NPO、行政など多様な主体が手を携えて都市づくりに取り組み、これまでの行政分野の枠組みを超えた政策連携による施策展開が不可欠です。

セーフコミュニティは、区民との協働によるまちづくりであり、その長期継続的な推進を区政の根幹とするため、平成25（2013）年に「豊島区自治の推進に関する基本条例」にセーフコミュニティ活動を位置づけました。

こうした区政の基本理念を踏まえ、区民、民間事業者、大学、NPOなど多様な主体との『政策連携と協働』を豊島区の都市づくりの基本姿勢と位置づけ、都市づくりビジョンの実現に向けて取り組みます。

1 協働による都市づくりの展開

- 多様な主体との協働にあたっては、差異性、補完性、有期性の視点に立ち、協働のメリットを最大限に発揮した都市づくりを推進します。
- それぞれの主体が持つ特長を生かし、補完し合いながら、まちづくり計画の推進過程に対等な関係で参画できるまちづくりを進めます。
- 協働の期間を設定して取り組みの成果を評価しながら、必要に応じて見直しを加えることにより、効果的なまちづくりへとつなげていきます。

2 多様な主体が担う都市づくりの役割

(1) 区民の役割

- まちづくりの主役として、都市づくりビジョンで示した都市づくり方針及び地域別まちづくり方針の視点に立ち、まちづくり計画の策定、実施、評価、見直しの過程に主体的に参画します。
- 地域で活動する様々な人々と活動分野を超えて協力し、地域の魅力向上や課題の解決に向けてエリアマネジメント³⁴に取り組みます。
- 一人ひとりが、日常生活の中から都市づくりの目標を実現するために取り組みます。

34 エリアマネジメント：住民・事業主、地権者等による地域の良好な環境の維持や価値を向上させるための主体的な取り組み

(2) 企業・民間事業者の役割

- 地域社会の一員として、企業活動を通じ、敷地内の緑化や屋外広告物の適正化、個性ある街並みの演出、公開空地を準公共空間とした公共空間との一体的な活用など、地域特性に応じた秩序あるにぎわいと活力の創出に取り組みます。
- 都市開発や大規模敷地の機能更新などの際には、都市づくりビジョンを踏まえ、地域の魅力の向上や課題の解決に貢献する計画とします。

(3) 大学・専門学校などの役割

- 平成27（2015）年11月に締結した「豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定³⁵」（以下、「区と区内大学の連携・協働の包括協定」という。）に基づき、学生の地域活動への参加や高度な知的資産を積極的にまちづくりへと還元し、地域のまちづくりに貢献します。
- 協働による具体的なプロジェクトに加えて、災害時の避難場所³⁶や貴重なみどりの保全、美しい景観の形成など、「場所」としてのキャンパスが持つ機能や魅力をまちづくりに生かしていきます。
- 大学や専門学校を活用したプログラムによって、人々の交流を生み出し、文化を育む人材育成に取り組みます。

図表58 区内6大学



(4) 区の役割

- 都市づくりビジョンの実現に向けて、区民、民間事業者、大学、NPOなど多様な主体との協働による都市づくりを推進するため、防災、環境、産業、文化、福祉、健康、子育て、教育など関係部局との政策連携を推進し、庁内が一体となった施策を展開します。
- 庁内の政策連携にとどまらず、各分野で活動する地域団体やNPO、民間事業者や大学など、様々な主体間の協働を促進し、複層化する課題に対応していきます。
- 国や東京都、隣接する区の都市づくり部局に加えて、警視庁や東京消防庁など、都市づくりビジョンを実現するために必要となる関係機関との連携を強化します。

35 豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定：人的・知的・物的資源の交流、教育機能の向上、豊かな地域社会の創造を図るため、平成27（2015）年に豊島区と区内大学との間に締結された協定

36 避難場所：東京都が指定する大規模な地震発生時に市街地大から避難者を安全に収容できる場所

3 政策連携と協働を進める情報の共有

(1) 都市づくりビジョンの共有化

- 都市づくりに関する理解を図り、政策連携と協働によるまちづくりを促進するため、区民、企業、大学、NPOなどの多様な主体と都市づくりビジョンで示す基本理念と目標や都市づくり方針を共有していきます。
- 豊島区の将来を担う子どもたちが、地域の中で潤いあるみどりや美しい景観、受け継がれてきた歴史と文化などを感じながら、都市づくりの大切さを理解していく仕組みづくりを検討します。

(2) 都市づくり情報の共有化

- まちづくりの手法・制度や支援策など、地域のまちづくりに必要な情報を発信し、共有するために、説明会やワークショップなどを積極的に開催するとともに、地理情報システム（GIS）³⁷など情報通信技術（ICT）³⁸を活用した情報提供に取り組みます。
- 都市づくり動向の分析や都市政策に関するデータ、都市計画基礎調査や土地利用現況調査の結果などを分かりやすくまとめた「豊島区都市白書（仮称）」を作成し、区民がまちづくりを検討する際に活用できる情報として提供します。

37 地理情報システム（GIS）：Geographic Information Systemの略。コンピュータ上に位置情報を伴ったデータベースを構築し、様々な解析作業、地図編集作業等を可能とする地図データベースシステム

38 情報通信技術（ICT）：Information and Communication Technologyの略。情報通信基盤、光ファイバー網などのブロードバンドネットワークやインターネット環境及びそれらを構築するための装置や仕組み